

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年3月2日

県南広域振興局長 細川倫史

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マイヤ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マイヤ花泉店 一関市花泉町涌津字二ノ町22番地
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更の年月日 平成30年2月15日
- (5) 変更の理由 大規模小売店舗の名称及び所在地の確定のため

2 届出年月日 平成30年2月15日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所